

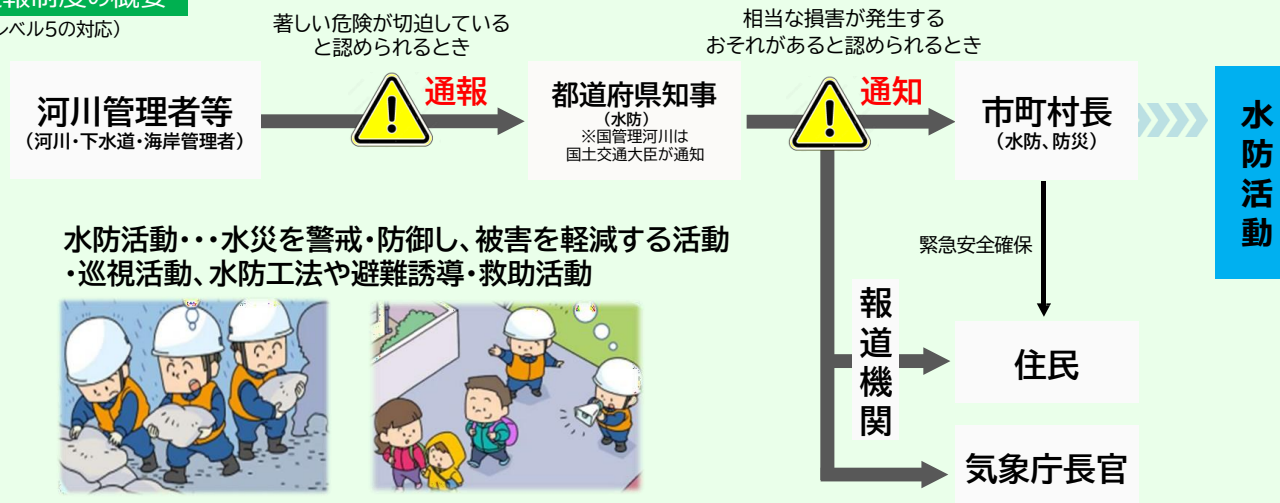
1 河川管理者等による氾濫に係る通報

(国土交通省資料より)

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況(警戒レベル5となる場合)においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

新たな通報制度の概要

(警戒レベル5の対応)



(国土交通省資料より)

【新しい防災気象情報の情報体系とその名称】
※河川氾濫部分を県で抜粋し、一部加工

河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！>	
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報
警戒レベル1	早期注意情報

2 県内河川の対応

- 洪水予報河川(※1)
氾濫等の通報を行う通報基準(氾濫発生水位に到達、映像や巡視による確認等)等を設定し、令和8年度から運用を行う。
- 水位周知河川(※2)
氾濫等の通報を行う通報基準(氾濫発生水位に到達、映像や巡視による確認等)等を設定し、令和8年度から運用を行う。
なお、県管理河川については、県が設定する氾濫発生水位等を基に、試行的に運用を行う。市町村と協議の上、必要に応じて随時見直しを行う。

※1 流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。(県内では国管理河川の白川・緑川・菊池川・球磨川等が対象)

※2 洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。(県内では国管理河川(8河川)、県管理河川(67河川)が対象)